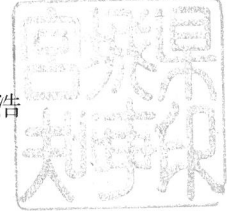


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和5年2月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 有限会社なかよし産業
  - (2) 住所 宮城県白石市福岡深谷字名無沢1番地の15
  - (3) 代表者の氏名 中目 憲雄
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
白石市福岡深谷字名無沢1番13, 14, 15, 16, 17
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）  
木くず又はがれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。）
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

|                       |           |            |        |
|-----------------------|-----------|------------|--------|
| 廃プラスチック類              | 29.6トン/日  | (3.7トン/時間  | 8時間稼働) |
| 紙くず                   | 25.6トン/日  | (3.2トン/時間  | 8時間稼働) |
| 木くず                   | 92.8トン/日  | (11.6トン/時間 | 8時間稼働) |
| 繊維くず                  | 2.4トン/日   | (0.3トン/時間  | 8時間稼働) |
| ゴムくず                  | 14.4トン/日  | (1.8トン/時間  | 8時間稼働) |
| 金属くず                  | 32トン/日    | (4トン/時間    | 8時間稼働) |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 112.8トン/日 | (14.1トン/時間 | 8時間稼働) |
| がれき類                  | 166.4トン/日 | (20.8トン/時間 | 8時間稼働) |
- 6 許可年月日  
令和5年1月30日
- 7 許可番号  
01-44-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課  
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）